



新保北地区地区計画では、緑豊かで良好な地域環境の保全並びに生産性の高い工業地域の形成を図るため、建築物の用途を制限するとともに、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限のほか、垣またはさくの構造を制限しています。  
地区計画の区域内で建築や造成をしようとするときは届出が必要です。

## 届け出を要する行為

(地区計画等の区域内における建築等の規制 都市計画法第58条の2)

届 出 必 要	<p>以下の行為については、届け出が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地の区画形質の変更</li> <li>2. 建築物の建築又は意匠の変更</li> <li>3. 工作物の建設</li> <li>4. 建築物等の形態又は意匠の変更</li> </ol>
届 出 不 要	<p>以下の行為については、例外として届け出の必要はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮設の建築物の建築と工作物の建設</li> <li>2. 上記のための区画形質の変更</li> <li>3. 既存建築物の管理のための区画形質の変更</li> <li>4. 農林漁業の為の物置、作業小屋等の建築と区画形質の変更</li> <li>5. 表示面積1㎡以下で高さ3m以内の屋外広告物の建設</li> <li>6. 地下に設ける水道管や下水道管の建設</li> <li>7. 建築物に付属する物干場や建築設備の建設</li> <li>8. 非常災害のために行う応急処置</li> <li>9. 国または地方公共団体が行う行為</li> <li>10. 都市計画事業</li> <li>11. 土地区画整理事業等</li> <li>12. 法29条の開発許可を要する行為</li> <li>13. 省令43条の7に定める行為 (道路法上の道路の新設、改築、維持修繕など)</li> </ol>

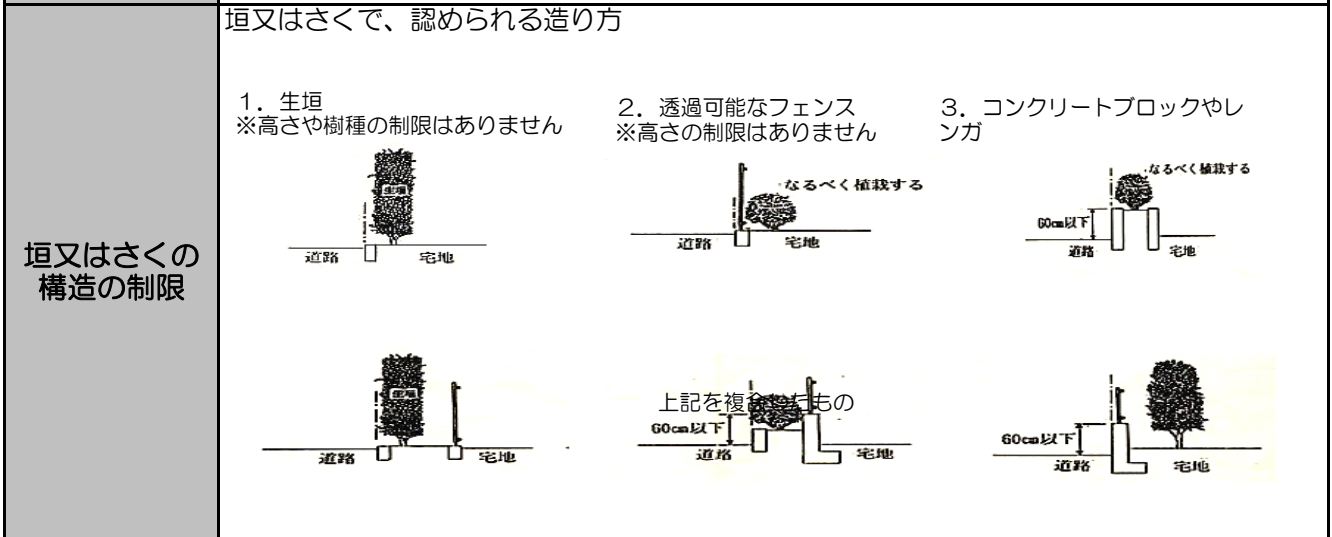
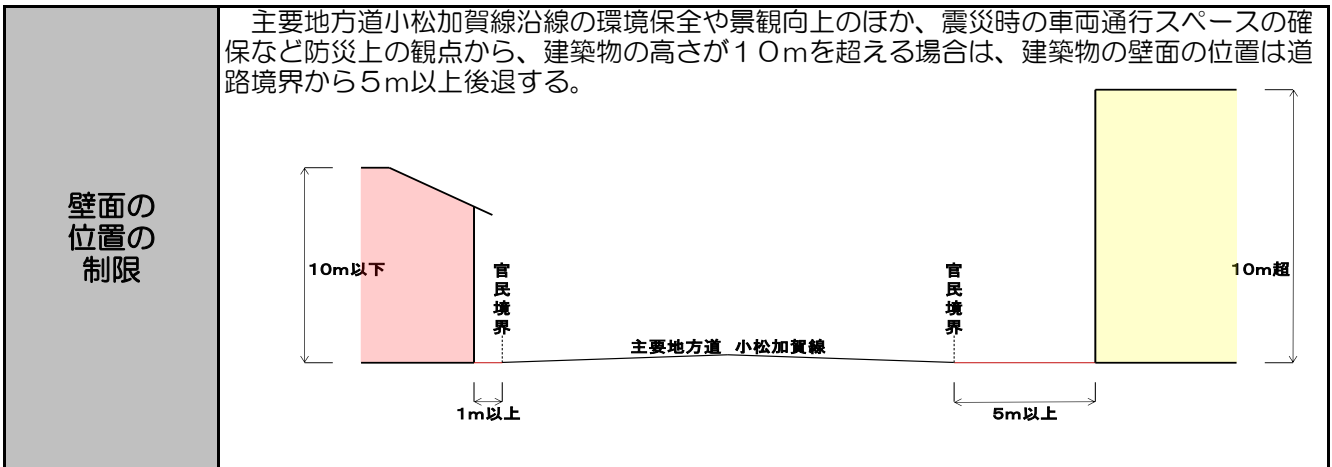
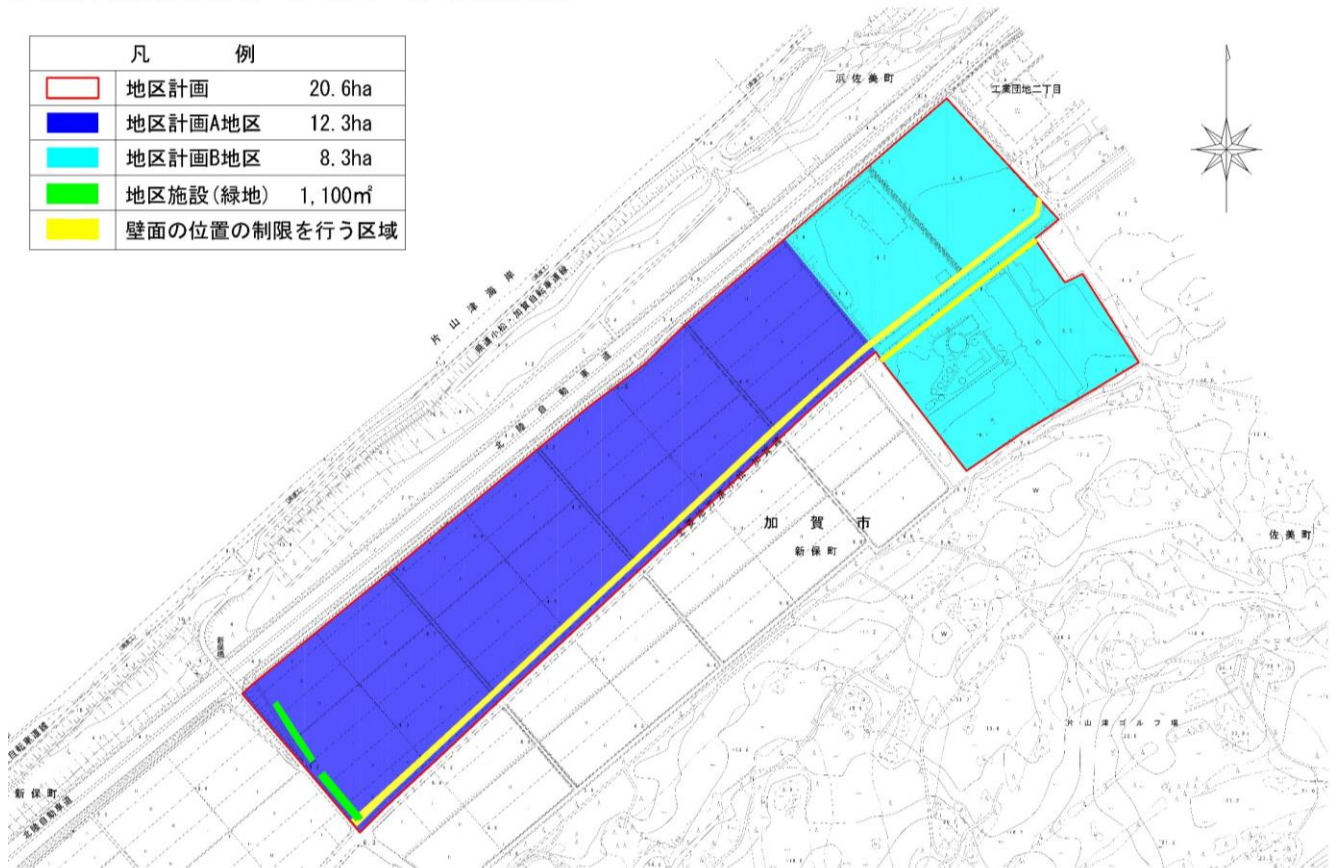
# 加賀都市計画地区計画

当初：加賀市告示第218号 平成24年11月21日  
 変更：加賀市公告第14号 平成31年3月22日  
 変更：加賀市公告第42号 令和元年9月2日

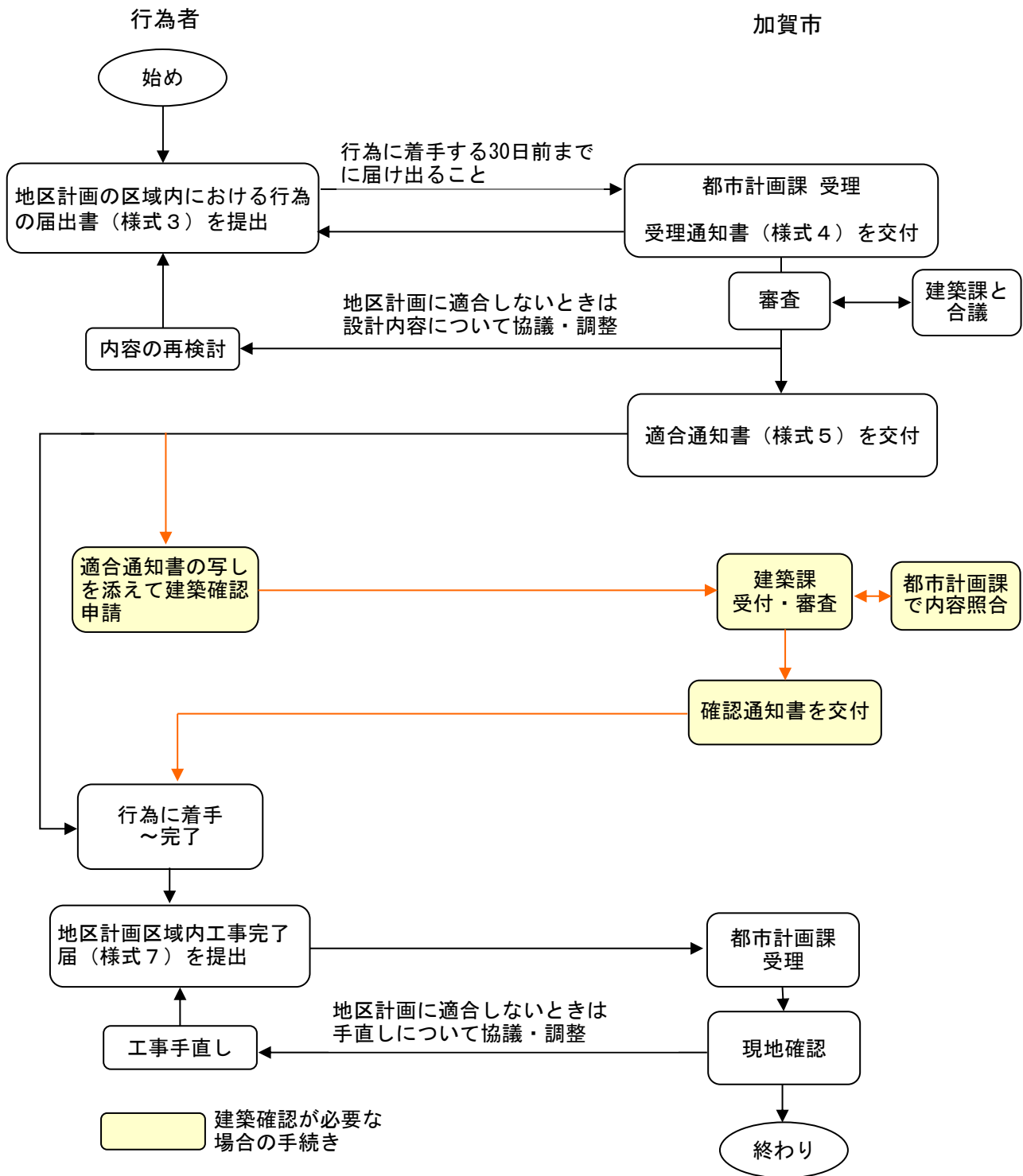
名称		新保北地区地区計画		
位置		加賀市新保町の一部		
面積		約20.6ha		
区域の整備／開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、加賀市域の北端に位置し、小松市域の小松工業団地に隣接する地区であり、両市域にまたがって主要地方道小松加賀線が縦貫している。また、北陸自動車道片山津インターチェンジから約1kmの距離にあり、交通アクセスに優れた地区である。</p> <p>本地区は国定公園区域内であるが、小松市域側から徐々に工業用途の土地利用が進んでいることから地区計画を定め、緑豊かで良好な地域環境の保全並びに生産性の高い工業地域の形成を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>本地区の土地利用は、小松市域にて既成されている工業用途と連続させ、さらに国定公園区域あるということを鑑み、緑豊かな自然環境の保全を図るものとする。</p>		
	建築物等の整備方針	<p>良好な工業地区を形成するため、景観や周辺環境との調和が図られるよう、建築物の用途を制限するとともに、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限のほか、垣またはさくの構造を制限する。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	面積
		緑地	南西緑地	約1,100㎡
	地区の細区分	細区分の面積	A地区	B地区
		建築物の用途制限	<p>次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築基準法別表第二(る)項一号のうち(一)及び(二)</li> <li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物</li> </ol>	
	建築物の敷地の最低限度	15,000㎡		
	壁面の位置の制限	<p>主要地方道小松加賀線に面する建築物の壁面またはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の高さが10m以下の場合、1m以上</li> <li>建築物の高さが10mを超える場合は、5m以上</li> </ol>		
	垣またはさくの構造の制限	<p>道路に面する部分の垣又はさくは、次の各号に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生垣</li> <li>透視可能なフェンス</li> <li>高さ0.6m以下のツクリブロック、レンガ、石積等</li> </ol> <p>※2・3の場合は、植栽を組合わせて緑化に努めるものとする。</p>		

加賀都市計画新保北地区地区計画 地区整備計画図

凡 例	
	地区計画 20.6ha
	地区計画A地区 12.3ha
	地区計画B地区 8.3ha
	地区施設(緑地) 1,100㎡
	壁面の位置の制限を行う区域



# 届出から工事等に着工するまでの流れ



---

お問合せ先

加賀市役所 建設部 都市計画課 都市政策係

電 話 : 0761-72-7925

ファックス : 0761-72-7212

Eメール : [toshiseisaku@city.kaga.lg.jp](mailto:toshiseisaku@city.kaga.lg.jp)